

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本組二第2号
令和6年4月1日
宮城県警察本部長

宮城県警察通訳センター運営及び通訳要員運用要綱の制定について（通達）
宮城県警察通訳センターの運営、通訳要員の指定等については、「宮城県警察通訳センター運営要綱の一部改正について（通達）」（令和5年4月18日付け宮本組第454号）、「宮城県警察通訳要員運用要綱の一部改正について（通達）」（令和5年4月18日付け宮本組第455号）及び「外国語特別訓練実施要綱の一部改正について（通達）」（平成18年3月29日付け宮本組第255号）（以下これらを「各通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、別添のとおり宮城県警察通訳センター運営及び通訳要員運用要綱を制定したので、誤りのないようにされたい。
なお、これに伴い、各通達は廃止する。

別添

宮城県警察通訳センター運営及び通訳要員運用要綱

第1 基本的事項

1 趣旨

この要綱は、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第3条第4項の規定により刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第二課（以下「組織犯罪対策第二課」という。）に置かれた宮城県警察通訳センター（以下「通訳センター」という。）の運営及び通訳要員の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 通訳等

外国語の通訳、翻訳及び校閲並びに手話通訳、点訳、盲ろう通訳介助、要約筆記その他の方法をいう。

(2) 通訳官

通訳等に従事させるための要員として、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定した職員をいう。

(3) 部外通訳人

通訳等に従事させるための要員として、本部長が委嘱した者をいう。

(4) 他県警の部外通訳人

他の都道府県警察で通訳等の事務を行うものとして委嘱等をされた警察職員以外の者をいう。

(5) 通訳要員

通訳官、部外通訳人及び他県警の部外通訳人をいう。

(6) 対象事案

警察活動で通訳等を必要とする事案をいう。

(7) 所属長等

所属長（警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等の長、警察学校長並びに警察署長をいう。以下同じ。）及び捜査本部長をいう。

第2 通訳センターの任務等

1 通訳センターの任務

通訳センターの任務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 通訳等に関すること。

(2) 通訳要員の運用に関すること。

(3) 通訳官及び部外通訳人の研修に関すること。

(4) 通訳等の技術の研究に関すること。

(5) その他本部長が必要と認める業務に関すること。

2 所長の責務

通訳センター所長（以下「所長」という。）は、刑事部組織犯罪対策局組織犯

罪対策第二課長（以下「組織犯罪対策第二課長」という。）の命を受け、通訳センターの事務を掌理し、その適正な運営に努めるものとする。

3 通訳要員の能力の把握及び教養

- (1) 所長は、県警察における通訳等の総合的な能力の向上のため環境の整備に努めること。
- (2) 所長は、通訳官、第3－1に規定する外国語研修生及び通訳センターの職員その他語学の教養を必要とする職員に対して、語学能力や通訳等の技術の向上のための教養に努めること。
- (3) 所長は、部外通訳人となり得る人材の発掘に努めるほか、通訳等の運用を通じその能力を継続的に把握するとともに、通訳技術等の向上のための教養に努めること。

第3 通訳要員の運用等

1 外国語研修生の指定

本部長は、通訳官として育成するため、外国語に係る研修を受けるべき職員を外国語研修生に指定するものとする。

2 通訳官の指定等

(1) 指定

本部長は、別に定める要件を満たした職員のうち、適任であると認めた職員を通訳官として指定するものとする。

(2) 兼務

本部長は、前記(1)により指定した通訳官のうち、通訳センターに属する職員以外の者に、別に定めるところにより、組織犯罪対策第二課兼務を命ずるものとし、当該兼務者に対して辞令を交付するものとする。

3 部外通訳人の委嘱

本部長は、別に定める要件を満たした者のうち、適任であると認めた者を部外通訳人として委嘱するものとする。

4 指定又は委嘱の解除

本部長は、別に定める事由により通訳要員（他県警の部外通訳人を除く。）として通訳等に従事させることが妥当でないと認めるときは、当該通訳要員の指定又は委嘱を解除するものとする。

5 通訳要員の運用

(1) 運用

ア 組織犯罪対策第二課長は、所属長等からの要請に基づき、通訳要員を通訳等の事務に従事させるものとする。ただし、別に定める事由があるときは、この限りでない。

イ 前記アの規定にかかわらず、組織犯罪対策第二課長は、通訳要員が通訳等の事務に従事できず、他に手段がないときは、他官庁、企業等において通訳等の事務を行う者であってその技能を有する者に通訳等の事務を依頼することを決定することができる。この場合における手続は、他県警の部外通訳人に準ずることとする。

(2) 報告

通訳要員を運用する所属長等は、その運用の状況について、組織犯罪対策第二課長に報告するものとする。

6 運用等に伴う措置

通訳官、外国語研修生及びこれらを希望する職員の属する所属長は、研修及び教養の受講並びに運用に関し、必要な措置を講ずるものとする。

7 事務担当課

この要綱に関する事務は、通訳センターが行う。

第4 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、通訳センターの運営及び通訳要員の運用に関し必要な事項は、刑事部長が別に定める。

なお、他の部長は、必要なときは、この要綱及び刑事部長が定める事項に反しない範囲で、刑事部長と協議の上、所掌する業務における通訳等に関し必要な事項を定めることができる。